

# 下関市立大学教員の研修出向に関する運用内規

平成 19 年 10 月 1 日施行

改正 平成 23 年 12 月 22 日

平成 27 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この運用内規は、公立大学法人下関市立大学職員出向規程（以下「出向規程」という。）第 4 条、第 5 条及び第 6 条に定める教員の研修出向に関して必要な事項を定めるものとする。

(資格要件)

第 2 条 出向規程第 4 条に規定する国内研修出向（以下「国内研修」という。）、出向規程第 5 条に規定する国外研修出向（以下「国外研修」という。）及び出向規程第 6 条に規定する青島大学研修出向（以下「青島大学研修」という。）の対象者は、研修年度の 4 月 1 日において下関市立大学（以下「本学」という。）に継続して 3 年以上（出向期間及び休職期間を除く。）勤務し、かつ、原則として定年までの期間が 4 年以上ある教員とする。

(人員及び期間)

第 3 条 国内研修、国外研修及び青島大学研修の人員及び期間は、次のとおりとする。

- (1) 国内研修にあつては、各年度につき 2 人以内とし、期間は合計 12 月以内（1 人 6 月を上限とする。）とする。
- (2) 国外研修は、各年度につき 1 人以内とし、期間は 12 月以内とする。
- (3) 青島大学研修における人員及び期間は、交流協定及び青島大学との協議で定めるところによる。

(選考)

第 4 条 国内研修、国外研修又は青島大学研修を希望する教員は、研修計画調書（様式第 1 号）を国内研修にあつては前年度の 9 月 30 日までに、国外研修にあつては前年度の 6 月 1 日までに、青島大学研修にあつては学長が別に指定する日までに学長へ提出しなければならない。

2 学長は、前項の研修計画書が提出された場合は、次の各号に掲げる事項を勘案し、研修者を選考するものとする。この場合において、学長が必要と認めるときは、研修計画に係る追加の資料の提出を求め、又は関係教員に意見を求めることができる。

- (1) 研修計画書の妥当性
- (2) 講義及び学内運営への支障の有無
- (3) 教員の個人評価の結果
- (4) 研修歴
- (5) 職及び年齢

ア 国内研修にあつては、前条第 1 号の規定により各年度 2 人以内であるため、

うち1人は研修受講年度開始時において50歳未満の教員とし、もう1人は受講年度開始時において50歳以上の教員であること。

イ 国外研修にあつては、原則として教授（研修受講年度開始時において50歳未満に限る。）、准教授、助教又は講師であること。

3 学長は、前項の規定による研修者の選考について、教授会の意見を聴いたうえで、教育研究審議会の審議に付さなければならない。

4 国内研修、国外研修及び青島大学研修は、前項の教育研究審議会の審議を経た後に学長の申し出に基づき理事長が命じる。

（研修場所の変更）

第5条 研修者は、研修上やむを得ない事情がある場合は、理事長の承認を得て研修場所等の全部又は一部を変更することができる。

2 研修者は、前項の規定により研修場所を変更しようとするときは、あらかじめ研修場所等変更願（様式第2号）及び所定の添付書類を学長に提出しなければならない。

3 学長は、前項の研修場所等変更願の提出を受け、当該変更について適当と認めたときは、教授会及び教育研究審議会並びに理事長へ報告しなければならない。

（研修の中止等）

第6条 理事長は、研修者から心身の故障等の理由により研修を一部又は全部受けることができない旨の申し出があつた場合は、当該受けることができない期間について、当該研修者の研修を免除することができる。

（終了報告）

第7条 研修者は、当該研修を終了したときは、研修実績報告書（様式第3号）を学長へ提出しなければならない。

2 学長は、前項の実績報告書の提出があつたときは、理事長へ報告しなければならない。

（研修成果の活用）

第8条 国内研修、国外研修又は青島大学研修を終えた教員は、研修成果の報告会の開催等を通じ、その研修成果を本学の教育又は研究に活用するように努めなければならない。

附 則

この運用内規は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成23年12月22日改正）

この運用内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日改正）

この運用内規は、平成27年4月1日から施行する。